

令和4年12月2日

市内介護保険事業者 各位

※確実な周知を行うため、市内全事業所に一斉送信しておりますのでご了承ください。

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

日頃より市介護保険行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

岐阜県では、物価高騰下における支援策として、入所者又は利用者の負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供を行うことができるよう、介護保険施設等に対して支援金を給付いたします。詳細につきましては、別添「通知文書」及び「案内チラシ」をご確認いただき、対象事業者に該当する場合は、期日までに直接岐阜県事務局まで給付申請いただくようお願いいたします。

●支援金対象事業者

- ・(地域密着型) 介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・介護療養型医療施設
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護(みなし指定を除く)
- ・(地域密着型) 特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・(地域密着型) 通所介護
- ・通所リハビリテーション(みなし指定を除く)
- ・認知症対応型通所介護

●申請期限

令和4年12月12日(月)～令和5年1月13日(金) 必着

●お問合せ先

岐阜県介護・障害福祉サービス食材料費支援金コールセンター
050-3310-0301（受付時間：平日9時～17時）

●ご参照ください

岐阜県ホームページ

URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/257048.html>

以上、よろしくお願ひいたします。



各務原市 健康福祉部

介護保険課 施設指導係 森 優華

TEL：058-383-2067（直通）

FAX：058-383-6365

mail：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

